

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申  
(答申第597号)

平成21年10月2日

横 情 審 答 申 第 597 号

平 成 21 年 10 月 2 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づ  
く諮問について（答申）

平成21年5月25日都再第250号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成15年11月の確認書で「廃線敷を利用して交通手段を整備する」の条項を  
破棄しなければならなかった決定的理由を示す文書」の非開示決定に対する異議  
申立てについての諮問

## 答 申

## 1 審査会の結論

横浜市長が、「平成15年11月の確認書で「廃線敷を利用して交通手段を整備する」の条項を破棄しなければならなかった決定的理由を示す文書」を非開示とした決定は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成15年11月の確認書で「廃線敷を利用して交通手段を整備する」の条項を破棄しなければならなかった決定的理由を示す文書」（以下「本件申立文書」という。）の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成21年4月14日付で行った非開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

## 3 実施機関の非開示理由説明要旨

本件申立文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第2条第2項に規定する行政文書が存在しないため非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) みなとみらい線建設に伴う、東京急行電鉄株式会社（以下「東急」という。）東横線横浜駅から桜木町駅までの間の廃止により発生する諸問題を解決するため、昭和63年4月に、東急東横線沿線の野毛地区について、野毛地区街づくりを考える会（当時。現在の野毛地区街づくり会。以下「街づくり会」という。）、東急及び横浜市の三者で「みなとみらい21線及び地区振興に関する覚書」（以下「地区振興覚書」という。）及び「みなとみらい21線及び地区振興に関する確認書」（以下「63年確認書」という。）を締結した。
- (2) その後、街づくり会を主体とした野毛地区総合プラン構想検討委員会（振興策実施計画書見直し委員会。以下「見直し委員会」という。）が設立され、その中での検討を踏まえ、地元、東急及び横浜市の三者からなる野毛地区振興策見直し検討プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）で議論した結果、平成15年11月に、街づくり会、東急及び横浜市の三者で変更の確認書（以下変更した「みなとみらい21線及び地区振興に関する確認書」を「15年確認書」という。）を締結した。
- (3) 振興策の見直しについては約5年間にわたり、地元が主体となった見直し委員会にて検討された事項を地元、東急及び横浜市で議論したものであるため、横浜市で

は決定的理由を示した文書は作成していない。また、プロジェクトで議論する中で、「廃線敷を利用して交通手段を整備する」の条項を破棄しなければならない決定的理由等も議論されたと想定されるが、議事録等については仮に保有していたとしても文書保存年数経過により廃棄しており不存在である。

- (4) よって、本件申立文書は、作成していないか、作成した場合においても保存期間経過により廃棄済みであり、保有していないため、条例第10条第2項の規定に基づき、非開示とした。

#### 4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件申立文書の開示を求める。
- (2) 63年確認書で提示された日の出町から野毛地区を經由してみなとみらい21地区までを結ぶ新たな交通機関の具体化に時間を要することは、横浜市が具体的に検討した形跡がないことから明らかである。したがって、新たな交通手段の代替条件である「廃線敷を利用して交通手段を整備する」の条件を削除する根拠はないにもかかわらず、15年確認書においてこの条件が削除された。
- (3) 横浜市は、桜木町駅は代替交通機関が多く存在し東急東横線一路線くらい潰しても余り市民に影響はない旨度々主張しているが、ターミナル理論及び市民利益の無視である。また、このことが東急東横線の横浜駅から桜木町駅までの間を廃止する決定的理由だとすれば、横浜市は廃線の同意を得るために虚偽の条件を提示したことになり、63年確認書そのものが無効である。
- (4) 63年確認書の「東横線廃線敷を利用して交通手段を整備する」という協定項目を破棄するには、相当の協議はもちろん、これによって煮詰められた決定的理由を集約した議事録その他文書の存在は至極当然であり、これは永年保存文書にも匹敵するものと解釈する。

#### 5 審査会の判断

- (1) みなとみらい線の整備及び野毛地区の地区振興について

ア みなとみらい線は、平成16年2月1日に営業が開始されたが、これに先立つ昭和62年3月31日付けで、横浜市と東急との間で締結された覚書及びこれに基づく確認書により、みなとみらい線と東急東横線の相互直通運転に伴い、東急東横線の横浜駅から桜木町駅までの間は廃止することとされた。

イ 横浜市は、昭和63年4月2日、街づくり会及び東急との間で、みなとみらい線に係わる諸問題、特に、みなとみらい線整備による野毛地区への影響を踏まえた地区振興のあり方について、野毛地区とみなとみらい21地区との一体化により共存共栄を図るという共通認識のもとに、地区振興覚書及びこれに基づく63年確認書を締結した。

ウ 地区振興覚書第3条の規定により、横浜市及び東急は、関係機関との調整のもとに野毛地区の振興策を実施することとされ、63年確認書第4条第2号で「新たな交通機関」として、望ましい都心部交通体系の検討を行い、日の出町から野毛地区を經由してみなとみらい21地区までを結ぶ新たな交通機関（中量輸送等）の導入を具体化することと、同条第11号で「廃線敷の利用」として、日の出町から野毛地区を經由してみなとみらい21地区までを結ぶ新たな交通機関が整備されるまで、暫定的に廃線敷を利用して横浜駅から桜木町駅までの間の交通手段を整備することとされ、平成6年11月21日には、野毛地区振興策実施計画書が策定された。

エ その後、平成11年になって、街づくり会から野毛地区振興策実施計画書の見直しを求める文書が提出され、街づくり会に設置された見直し委員会に横浜市、東急及び学識経験者も加わって、野毛地区振興策実施計画書を見直すこととなった。

オ 野毛地区振興策実施計画書の見直しについては、平成11年7月28日から平成15年11月21日まで、計27回の見直し委員会でプロジェクトの会議が行われ、その成果を踏まえて、15年確認書が締結され、駅舎跡を含む東急東横線の廃線跡地の利活用については、自転車も通れる遊歩道（案）（以下「自転車道」という。）を基本に検討することとされた。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、街づくり会、東急及び横浜市の三者で締結した63年確認書を変更して15年確認書を締結するにあたり、「東急東横線廃線敷を利用して交通手段を整備する」という条項を破棄した理由を示す文書であると解される。

(3) 本件申立文書の不存在について

ア 実施機関は、本件申立文書を作成していないか、作成した場合においても保存期間経過により廃棄済みであり、保有していないと主張しているため、当審査会では、平成21年8月20日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 野毛地区振興策の見直しは地元が行い、プロジェクトに提案したものである。したがって、横浜市では決定的理由を示した文書は作成していない。

(イ) プロジェクトの議事録等を誰が作成したかは分からない。議事録等の資料は横浜市も取得していたと思われるが、プロジェクトに関する文書の保存期間が3年であるため、すでに廃棄済みである。

イ 当審査会は、以上を踏まえ、次のように判断する。

(ア) 東急東横線の横浜駅から桜木町駅までの間の廃線敷の利用については、15年確認書において、「東横線の廃線跡地（駅舎跡を含む）の利活用については、自転車も通れる遊歩道（案）を基本に検討する。」との条項が盛り込まれた一方、63年確認書では盛り込まれていた廃線敷を利用した暫定的な交通手段の整備に関する項目が削除されたことが認められる。自転車道の整備と暫定的な交通手段の整備は両立しないことから、本件開示請求書の記述を素直に読めば自転車道の整備を決定した理由や経緯が記載された文書も本件請求の対象に含まれるのではないかと考えられる。しかし、申立人自身も意見陳述の場で自転車道整備に関する文書の開示を求めている旨述べていたことから、実施機関が対象行政文書の範囲を暫定的な交通手段そのものの問題に限定して文書特定を行ったことは妥当である。

(イ) 次に、実施機関は、条項の削除については、プロジェクトで議論したものであるため、横浜市では決定的理由を示した文書は作成していない、プロジェクトで議論する中で、「廃線敷を利用して交通手段を整備する」の条項を破棄しなければならない決定的理由等も議論されたと想定されるが、議事録等については仮に保有していたとしても文書保存年限経過により廃棄している、と主張している。

については、横浜市が街づくり会及び東急とともにプロジェクトを構成しており、その職員をプロジェクトの会議に出席させている以上、条項の削除についてプロジェクトで議論しているからといって、横浜市が本件申立文書を作成していないとは断言できない上に、仮に本件申立文書を作成していなかったとしても、これを取得した可能性を否定できない等、実施機関が本件申立文書を保有していないことについて合理的な理由を述べたことにはならず、実施機関の主張は十分に説得的であるとはいえない。しかし、当審査会の平成21年3月6日答申第580号でも述べたとおり、横浜市は15年確認書を締結するまでの

間「廃線敷を利用して交通手段を整備する」という条項について具体的に検討する状況にはなかったと考えられ、また、その他具体的に検討したことを推認させる事実もなかった。そのような理解に立てば、実施機関が本件申立文書を保有していないとしても特に不自然とまではいえない。

については、平成15年度の文書件名簿を見分したところ、プロジェクトについて起案した文書が複数存在しており、当該文書の保存期間が3年であることが認められた。文書件名簿の記載からは当該文書の具体的な内容が明らかでないため、それらの中に本件申立文書が含まれていたか判断することはできないが、仮に本件申立文書が含まれていたとしても既に廃棄されて現存しないこととなる。もっとも、野毛地区振興策を見直して15年確認書締結に至る経緯を実施機関自身が十分に把握することができないような状況は事務の遂行上望ましくないことから、重要な交通政策を実施するプロセスについて後年の検証を可能とするような適切な文書管理が求められる。一例を挙げると、当該文書の一部又は全部について横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第13条第1項第1号に定める保存期間の延長について検討する余地があったとも考えられる。しかし、その当否はともかく、実施機関が通常 of 文書管理の手続に従って当該文書を廃棄したとの説明が不合理とまではいえず、本件請求時点で当該文書は廃棄されていたと考えることが適当である。

また、そのほかに本件申立文書の存在を推認させる事情も認められなかった。

(ウ) したがって、本件申立文書を保有していないとの実施機関の主張は是認せざるを得ない。

#### (4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件申立文書を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

#### (第三部会)

委員 藤原静雄、委員 青木孝、委員 早坂禧子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成21年5月25日	・実施機関から諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成21年5月28日 (第146回第一部会) 平成21年6月5日 (第80回第三部会)	・諮問の報告
平成21年6月5日	・異議申立人から意見書を受理
平成21年6月10日 (第150回第二部会)	・諮問の報告
平成21年6月17日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成21年6月19日 (第81回第三部会)	・審議
平成21年7月3日 (第82回第三部会)	・審議
平成21年7月17日 (第83回第三部会)	・審議
平成21年8月7日 (第84回第三部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成21年8月20日 (第85回第三部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成21年9月4日 (第86回第三部会)	・審議